

## 別記1

### 有機農業のモデル団地育成支援

#### 第1 趣旨

県北農林事務所管内6市町（以下「県北地域」という。）において、農業者又は農業者の組織する団体（以下「事業実施主体」という。）が県北地域において行う大規模でモデル的な有機農業の取組に要する費用の一部を補助することにより、県北地域での「儲かる農業」の実現を図る。

#### 第2 事業の実施等

事業の実施等については、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）に定めるものほか、各項に定めるとおりとする。

##### 1 事業実施主体等

事業の実施主体、内容及び補助率は、（1）から（3）までのとおりとする。

###### （1）事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 県北地域において（2）に定める内容の事業を行うことにより、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第4条に定める基準を満たす方法により農産物を生産し、これを販売すること。

イ 有機農産物の農林規格の認証（以下「有機JAS認証」という。）の取得を目指すこと。

ウ 県北地域で肉用牛生産者が生産する牛ふん堆肥等を利用して地域循環型農業を実践すること。

エ 原則として、3年以上青色申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書によって行う申請をいう。）を行っていること。

オ 可能な限り栽培技術の開発・公開等により、茨城県内における有機農業の取組拡大の推進を図ること。

###### （2）事業の内容

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）第4の（2）ウに基づいて知事が策定した産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針（令和5年3月1日策定）Iの4に定める事業（4（1）②効果増進事業を除く。）であって、有機農産物の日本農林規格第4条に定める基準を満たす方法により生産される農産物（以下「有機農産物」という。）の生産のために行われるものとする。

###### （3）補助率

県は、（2）に定める内容の事業の実施に要する費用について、10分の2以内で補

助するものとする。ただし、上限額を29,000千円とした、予算の範囲内での補助とする。

#### (4) 留意事項

農業機械等をリース導入する場合、申請方式については、事業実施主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、この場合の補助金は、事業実施主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。ただし、事業実施主体へ支払うことが適當と認められる場合は、この限りではない。

### 2 成果目標

事業実施主体は、事業の実施年度の翌々年度（以下「目標年度」という。）までに、有機JAS認証を取得するとともに、（1）から（3）までのいずれかを達成するものとする。

- （1）事業の実施を通じて、所得額又は販売額を10%以上増加させること。
- （2）事業の実施を通じて、契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、全体の50%以上とすること。
- （3）農産物の輸出

ア 直近年の輸出実績がある場合は、事業の実施を通じて、輸出向け出荷量又は出荷額の割合を10%以上増加させること。

イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、事業実施後の農産物の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5%以上とすること又は輸出向けの年間出荷量を10トン以上増加させること。

### 3 実施手続

#### (1) 事業計画の承認

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記1別紙様式第1-1号による申請書を、事業を実施しようとする農地の所在地を管轄する市町の長（以下「交付対象者」という。）に提出し、事業の計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の承認を受けるものとする。

イ アの申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（ア）事業計画の内容を示した書類（別記1別紙様式第1-2号。以下「事業計画書」という。）

（イ）地域協議会長等から国交付等要綱別記2第10の5(5)に定める取組主体事業計画の承認を受けた旨の通知の写し

（ウ）国交付等要綱別記2第10の4(1)に定める別添参考様式3-1号による取組主体事業計画書（添付書類を含む。）

（エ）過去3ヶ年の青色申告書の写し

ウ アの申請書及び添付書類の提出を受けた交付対象者は、その内容を審査し、適当と認めるときは、別記1別紙様式第2-1号による申請書を、県北農林事務所長（以下「交付決定者」という。）に提出するものとする。

エ 別記1別紙様式第2-1号による申請書の提出を受けた交付決定者は、その内容

を審査し、適當と認めるときは、その旨を承認するものとする。

オ エの承認を行った交付決定者は、当該交付対象者に対し、別記1別紙様式第2－2号によりその旨を通知するとともに、その写しを知事に提出するものとする。

カ オの通知を受けた交付対象者は、当該事業実施主体に対し、別記1別紙様式第2－3号によりその旨を通知するものとする。

#### (2) 補助金の交付申請

交付等要項第6条第1項の規定による補助金交付申請書を提出するに当たっては、いばらきオーガニックステップアップ事業計画書（別記1別紙様式第1－3号）を添えて、交付決定者が別に定める日までに、提出しなければならない。

#### (3) 補助金の交付決定等

ア 交付等要項第7条第1項の交付決定を行う場合において、交付決定者は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

イ 第2の3の規定により承認された事業計画の事業実施主体による着手又は着工（以下「着工等」という。）は、原則として交付決定者からの補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合、事業実施主体は、あらかじめ、交付対象者の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工等届（別記1別紙様式第3号）を作成し、交付対象者に提出するものとする。

ウ 前項ただし書の規定により交付決定前に本事業の着工等をする場合については、事業実施主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

エ イのただし書の交付決定前着工等届の提出を受けた交付対象者は、その内容について、別記1別紙様式第3号により交付決定者に提出しなければならない。

#### (4) 事業計画の変更

ア （1）により事業計画の承認を受けた事業実施主体は、以下の（ア）から（オ）までに定める重要な変更があったときは、別記1別紙様式第4－1号による申請書に変更後の事業計画書を添えて、当該交付対象者に提出し、その承認を受けるものとする。

（ア）事業の中止又は廃止

（イ）施設等の設置場所の変更

（ウ）事業費の30%を超える増減

（エ）国庫補助金等の増又は国庫補助金等の30%を超える減

（オ）成果目標の変更

イ アの申請書及び添付書類の提出を受けた交付対象者は、その内容を審査し、適當と認めるときは、別記1別紙様式第4－2号による申請書を、交付決定者に提出するものとする。

ウ 交付決定者及び交付対象者による事業計画の変更の承認は、（1）のエからカまでに準じて行うものとする。

エ （1）により事業計画の承認を受けた事業実施主体は、ア（ア）から（オ）までに定める変更以外の変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該交付対象者に届け出るものとする。

オ エの届出を受けた交付対象者は、その写しを交付決定者に提出するものとし、交付決定者はその写しを知事に提出するものとする。

#### （5）計画変更、中止又は廃止の承認

ア 交付決定者は、交付等要項第9条第1項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

イ 事業実施主体は、重要な変更以外の変更をしようとするときは、速やかに交付対象者を経由して交付決定者に報告するものとし、その指示を受けなければならない。

#### （6）概算払の請求

ア 補助金は補助事業完了後に交付するものとする。ただし、交付決定者が事業遂行上必要と認めた場合は、交付対象者ごとに、1件の金額が50万円以上のものについては90%、50万円未満のものについては100%の額を限度として概算払により交付することができるものとする。

ただし、補助事業の性質上、交付決定金額について、交付決定者が全額概算払をする必要があると特に認めたものについては、この限りではない。

イ 補助金の概算払を受けようとする交付対象者は、交付等要項第13条に規定する概算払請求書に概算払を必要とする理由を添えて、交付決定者に提出しなければならない。

ウ 交付決定者は、交付対象者からの概算払請求書を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

### 4 実施状況報告

事業の実施状況の報告は、成果目標達成に向けて本事業が順調に進捗していない場合には改善策が適切に講じられるようにするため、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）事業実施主体は、事業の実施年度の翌年度から目標年度までの間、当該各年度における成果を記した事業実施状況報告書（別記1別紙様式第5-1号及び第5-2号）を作成し、翌年度6月30日までに、当該交付対象者に提出するものとする。

（2）（1）の事業実施状況報告書の提出を受けた交付対象者は、翌月15日までに別記1別紙様式第6号による事業実施状況報告書を、交付決定者に提出するものとし、交付決定者はその写しを知事に提出するものとする。

（3）（2）の事業実施状況報告書の提出を受けた交付決定者は、事業計画に定められた成果目標の達成に立ち遅れはないか等その内容を検討し、成果目標の達成が困難と判断した場合には、交付対象者と協議し、当該提出を受けた日から1か月以内に、成果目標を達成するための具体的な指導内容を記載した指導方針案（以下「指導方針案」という。）を作成させるとともに、その指導方針案に基づき事業実施主体に対して適切

な指導を行わせるものとする。

## 5 事業の評価

事業計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の6月30日までに、その結果を記載した別記1別紙様式第5-1号及び5-2号による成果目標達成状況報告書を作成し、交付対象者に提出するものとする。

事業実施主体は、この提出に当たり、成果目標が達成されていない場合には、その理由を別記1別紙様式第7号により整理して併せて報告するものとする。

(2) (1)の成果目標達成状況報告書の提出を受けた交付対象者は、その内容を点検評価し、別記1別紙様式第6号による成果目標達成状況報告書を、翌月15日までに、交付決定者に提出するものとし、交付決定者はその写しを知事に提出するものとする。

(3) (2)の成果目標達成状況報告書の提出を受けた交付決定者は、その内容を点検評価し、事業計画に定められた成果目標の一部又は全部が達成されていない場合には、交付対象者を招集し、改善のための指導方針案を作成するものとし、事業実施主体に対して当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるなど、適切な指導を行うものとする。

## 6 実績報告

交付対象者は、交付等要項第14条第1項の補助事業等実績報告書を提出するに当たっては、実績写真集（別記1別紙様式第8号）、支出証拠書等及び各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添えて、交付決定者に提出しなければならない。

## 第3 効果的かつ適切な執行の確保

- 1 交付決定者は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めるときは、この別記及び交付等要項の執行に必要な限度において、事業実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができる。
- 2 交付決定者は、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。
- 3 交付対象者は、当該事業において取得し、又は効用の増加した財産を事前に所長の承認を受けないで交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け等に供してはならない。  
ただし、当該財産について知事が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。
- 4 事業実施主体は、財産管理台帳（別記1別紙様式第9号）により、取得した財産等を管理するものとする。ただし、当該様式により難い場合等、特段の理由がある場合はこの限りではない。

#### 第4 関連施策との連携

- 1 交付決定者及び知事は、大規模でモデル的な有機農業の取組を支援するため、(1)から(5)までに掲げる事項について調査研究を行うとともに、事業実施主体の要請に応じて必要な支援を行うものとする。
  - (1) 土づくり技術の実証研究（牛ふん堆肥の活用等）
  - (2) 有機農業の技術実証の拠点となるほ場の設置（県北農林事務所以外の農林事務所管内に設置することを妨げないものとする。）
  - (3) 新規参入者向けの有機農業の経営事例集の作成
  - (4) いばらきオーガニック推進ネットワークの開催
  - (5) その他、有機農産物の生産に必要な支援
- 2 事業を実施する農地の所在地を管轄する市町は、事業実施主体が成果目標を確実に達成できるよう、事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。また、県に対して必要な支援を求めることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、県北地域において国又は県が実施する有機農業に関する施策に協力するよう努めるとともに、県北地域における他の農業者又は農業者の組織する団体等による有機農業への参入に協力するよう努めるものとする。

#### 第5 補則

本事業の実施につき必要な事項は、この別記に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。